

議 事 録

会議の名称	令和2年度登米市農業委員会第10回総会																																																
開催日時	令和2年12月25日（金） 午後1時30分 開会 午後2時33分 閉会																																																
開催場所	中田庁舎3階 旧議場																																																
議長の名氏	高橋 清範 会長																																																
出席者（委員）の氏名	<table border="0"> <tr> <td>1番</td> <td>岩 淵 勉</td> <td>2番</td> <td>佐々木 子</td> <td>3番</td> <td>櫻 井 利 光</td> </tr> <tr> <td>4番</td> <td>菅 原 浩 之</td> <td>5番</td> <td>田 島 幹 雄</td> <td>6番</td> <td>阿 部 晃 徳</td> </tr> <tr> <td>7番</td> <td>柴 崎 専 一</td> <td>8番</td> <td>佐 藤 瑛 彦</td> <td>9番</td> <td>鈴 木 巖</td> </tr> <tr> <td>10番</td> <td>佐 藤 幸 治</td> <td>11番</td> <td>松 野 秀 郎</td> <td>12番</td> <td>阿 部 静 男</td> </tr> <tr> <td>13番</td> <td>鈴 木 泰 子</td> <td>14番</td> <td>浅 野 和 宏</td> <td>15番</td> <td>五 十 嵐 幸 喜</td> </tr> <tr> <td>16番</td> <td>尾 張 勝</td> <td>17番</td> <td>芳 村 忠 市</td> <td>18番</td> <td>三 塚 芳 毅</td> </tr> <tr> <td>19番</td> <td>芳 賀 秀 二</td> <td>20番</td> <td>小 野 寺 義 幸</td> <td>21番</td> <td>佐 藤 久 順</td> </tr> <tr> <td>22番</td> <td>上 野 栄 公</td> <td>23番</td> <td>門 馬 一 郎</td> <td>24番</td> <td>高 橋 清 範</td> </tr> </table> <p>（<span style="background-color: #cccccc; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 1em; height: 1em; vertical-align: middle;"></span>は欠席委員、<span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 1em; height: 1em; vertical-align: middle;"></span>は遅参委員、<span style="border: 1px dashed black; display: inline-block; width: 1em; height: 1em; vertical-align: middle;"></span>は早退委員）</p>	1番	岩 淵 勉	2番	佐々木 子	3番	櫻 井 利 光	4番	菅 原 浩 之	5番	田 島 幹 雄	6番	阿 部 晃 徳	7番	柴 崎 専 一	8番	佐 藤 瑛 彦	9番	鈴 木 巖	10番	佐 藤 幸 治	11番	松 野 秀 郎	12番	阿 部 静 男	13番	鈴 木 泰 子	14番	浅 野 和 宏	15番	五 十 嵐 幸 喜	16番	尾 張 勝	17番	芳 村 忠 市	18番	三 塚 芳 毅	19番	芳 賀 秀 二	20番	小 野 寺 義 幸	21番	佐 藤 久 順	22番	上 野 栄 公	23番	門 馬 一 郎	24番	高 橋 清 範
1番	岩 淵 勉	2番	佐々木 子	3番	櫻 井 利 光																																												
4番	菅 原 浩 之	5番	田 島 幹 雄	6番	阿 部 晃 徳																																												
7番	柴 崎 専 一	8番	佐 藤 瑛 彦	9番	鈴 木 巖																																												
10番	佐 藤 幸 治	11番	松 野 秀 郎	12番	阿 部 静 男																																												
13番	鈴 木 泰 子	14番	浅 野 和 宏	15番	五 十 嵐 幸 喜																																												
16番	尾 張 勝	17番	芳 村 忠 市	18番	三 塚 芳 毅																																												
19番	芳 賀 秀 二	20番	小 野 寺 義 幸	21番	佐 藤 久 順																																												
22番	上 野 栄 公	23番	門 馬 一 郎	24番	高 橋 清 範																																												
事務局職員職氏名	<p>説明員：農業委員会事務局</p> <p>事務局長 田辺賢一、事務局次長 佐藤達也、局長補佐 菅原賢、小林 仁、 農地管理係 主査 千葉康哉、主査 千葉 貴行、主査 石川巖穂、 書記：農業委員会事務局 局長補佐 菅原賢</p>																																																
	<p>報告第39号 農地法第18条第6項の規定による届出について</p> <p>報告第40号 使用貸借権の合意解約について</p> <p>報告第41号 農地の現状変更届出について</p> <p>報告第42号 農地基本台帳新規（補正）登載申請について</p> <p>報告第43号 農業委員会法改正5年後調査について</p> <p>議案第66号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第67号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について</p> <p>議案第68号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について</p> <p>議案第69号 非農地証明願について</p> <p>議案第70号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について</p>																																																
会議結果	<p>議案第66号 申請のとおり許可することに決定した。</p> <p>議案第67号 許可相当との意見を付すこととした。</p> <p>議案第68号 許可相当との意見を付すこととした。</p> <p>議案第69号 願出のとおり証明することに決定した。</p> <p>議案第70号 原案のとおり決定した</p>																																																

会議の概要	下記のとおり
会議資料	令和2年度登米市農業委員会第10回総会資料 <ul style="list-style-type: none"> <li>・議案書</li> <li>・議案書説明資料</li> <li>・農地法第3条調査書</li> <li>・諸般の報告</li> </ul>
発言者	議 題 ・ 発 言 ・ 結 果
議長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あいさつ</li> <li>・議案説明のための出席説明員及び書記の報告</li> </ul>
議長	<p>日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員の指名は会議規則第38条第2項の規定により、11番 松野 秀郎 委員、12番 阿部 静男 委員を指名します。</p>
議長	<p>日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。 お諮りします。本総会の会期を本日1日間としたいと思えます。 これにご異議ございませんか。</p> <p>《 異議なしの声あり 》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定しました。</p>
議長	<p>日程第3、「諸般の報告」を行います。 諸般の報告は、お手元に配布しております別紙報告書のとおりです。 これで諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>ここで、議案の説明についてお諮りします。 新型コロナウイルス感染症対策のため、会議時間の短縮を図る必要があることから、議案の説明については、事前に資料を配付しており、進行番号順の個別の説明は省略したいと思えますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、進行番号順の個別の説明は省略することに、決定しました。</p>
議長	<p>日程第4、報告第39号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p>

議長	<p>《事務局説明》</p> <p>説明が終わりました。 これで、報告第 39 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第 5、報告第 40 号「使用貸借権の合意解約について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p>
議長	<p>《事務局説明》</p> <p>説明が終わりました。 これで、報告第 40 号「使用貸借権の合意解約について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第 6、報告第 41 号「農地の現状変更届出について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p>
議長	<p>《事務局説明》</p> <p>説明が終わりました。 これで、報告第 41 号「農地の現状変更届出について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第 7、報告第 42 号「農地基本台帳新規（補正）登載申請について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p>
議長	<p>《事務局説明》</p> <p>説明が終わりました。 これで、報告第 42 号「農地基本台帳新規（補正）登載申請について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第 8、報告第 43 号「農業委員会法改正 5 年後調査について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p>
議長	<p>《事務局説明》</p> <p>説明が終わりました。 これで、報告第 43 号「農業委員会法改正 5 年後調査について」を終わります。</p>

<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>3番委員</p>	<p>日程第9、議案第66号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p> <p>本議案に係る許可要件は、別紙「農地法第3条調査書」により確認しております。</p> <p>進行番号1番については、調査結果1となります。</p> <p>法第3条第2項第1号の「全部効率利用」については、譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。</p> <p>第2号については、譲受人は個人であり適用はありません。</p> <p>第3号についても、信託ではないため適用はありません。</p> <p>第4号の農作業への常時従事については、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。</p> <p>第5号の下限面積については、50アールを超えることから適用はありません。</p> <p>第6号の転貸禁止については、申請地は所有権の移転であり、転貸にはあたりません。</p> <p>進行番号2番以降については、別紙調査書に記載のとおりで、法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われまます。</p> <p>また、第7号の地域との調和要件については、申請地の担当農業委員に資料を送付し、事前に現地の確認をお願いしておりますので、ご報告いただきたいと思ひます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。 先に第1分科会の報告を登壇してお願いいたします。</p> <p>3番 櫻井 利光 委員</p> <p>登米市農業委員会第1分科会に係る現地確認調査は、令和2年12月21日、午後1時30分から委員3名により、事務局職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。</p> <p>農地法第3条の進行番号6番及び7番について、別紙議案説明資料1ページから13ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、登米市米山町字桜岡地内の農地を、米山町に居住する譲渡人から、</p>
--	---

大崎市に居住している譲受人が譲り受け、耕作を行うものです。

譲受人は、現在、登米市に約 68 アールの農地を所有しており、今回取得する農地と併せて営農を行うもので、基幹作業については作業委託するものの、農地の管理・経営については自ら行うとのことであり、許可については妥当との意見で一致しました。

以上のおり報告します。

令和 2 年 12 月 25 日

現地調査委員 3 番 櫻井 利光 委員  
6 番 阿部 晃徳 委員  
8 番 佐藤 瑛彦 委員

議長 調査報告が終わりました。

議長 次に第 2 分科会の報告を登壇してお願いいたします。

議長 5 番 田島 幹雄 委員

5 番委員 登米市農業委員会第 2 分科会に係る現地確認調査は、令和 2 年 12 月 21 日、午後 1 時 30 分から委員 3 名により、事務局職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。

農地法第 3 条の進行番号 18 番について、別紙議案説明資料 14 ページから 19 ページに記載されているとおりです。

申請内容は、栗原市若柳に居住する譲受人が、石越町南郷地内の農地を、貸付人である父から借り受け、耕作を行うものです。

借受人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力などからみて、農地の全てを効率的に起用できるものと見込まれ、許可については妥当との意見で一致しました。

農地法第 3 条の進行番号 19 番について、別紙議案説明資料 20 ページから 25 ページに記載されているとおりです。

申請内容は、栗原市若柳に居住する賃借人が、石越町南郷地内の農地を、栗原市若柳に居住する賃貸人から借り受け、耕作を行うものです。

借受人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力などからみて、農地の全てを効率的に起用できるものと見込まれ、許可については妥当との意見で一致しました。

以上のおり報告します。

令和 2 年 12 月 25 日

現地調査委員 4番 菅原 浩之 委員  
5番 田島 幹雄 委員  
9番 鈴木 巖 委員

議長

調査報告が終わりました。

議長

地域との調和要件については、担当委員に対し事前に資料を送付し、確認していただくことにはしておりますが、支障等について自席で発言をお願いします。

議長

進行番号1番の内、迫町佐沼の農地について、20番 小野寺 義幸 委員

《支障なしの声を確認》

議長

進行番号1番の内、迫町北方の農地について、22番 上野 栄公 委員

《支障なしの声を確認》

議長

進行番号2番について、2番 佐々木 まき子 委員

《支障なしの声を確認》

議長

進行番号3番について、8番 佐藤 瑛彦 委員

《支障なしの声を確認》

議長

進行番号4番について、10番 佐藤 幸治 委員

《支障なしの声を確認》

議長

進行番号8番について、21番 佐藤 久順 委員

《支障なしの声を確認》

議長

進行番号9番について、17番 芳村 忠市 委員

《支障なしの声を確認》

議長

進行番号10番について、7番 柴崎 専一 委員

《支障なしの声を確認》

議長	<p>進行番号 11、12、13 番について、23 番 門馬 一郎 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>
議長	<p>進行番号 15 番について、9 番 鈴木 巖 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>
議長	<p>地域との調和要件について支障等はないようです。 これより質疑を行います。 質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p>
議長	<p>これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 66 号を採決します。 お諮りします。 本案は申請のとおり許可することに、ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第 66 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定しました。</p>
議長	<p>日程第 10、議案第 67 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」、日程第 11、議案第 68 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」を一括議題とします。</p>
議長	<p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
事務局	<p>本議案に係る申請は、第 4 条申請が 1 件、第 5 条申請が 10 件です。適用法令等を確認したところ、農地法第 4 条第 6 項各号及び農地法第 5 条第 2 項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>

議長	<p>ここで、現地調査委員から調査結果の報告を求めます。 先に第1分科会の報告を登壇してお願いいたします。</p>
議長	<p>3番 櫻井 利光 委員</p>
3番委員	<p>農地法第5条の進行番号1番については、別紙議案説明資料29ページから31ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に農作業場を整備するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、農業用施設を設置するものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。</p> <p>また、申請地は既に農作業場として農外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>進行番号2番については、別紙議案説明資料32ページから34ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。</p> <p>また、申請地は既に農外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>進行番号3番については、別紙議案説明資料35ページから37ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に農機具置場及び通路を設置するもので、農地区分としては、第1種農地と判断され、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、農業用施設を設置するものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。</p> <p>また、申請地は既に農機具置場として農外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>進行番号4番については、別紙議案説明資料38ページから40ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に農業用倉庫及び事務所兼作業所を新築するもので、農地区分としては、第1種農地と判断され、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、農業用施設を設置するものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>進行番号5番については、別紙議案説明資料41ページから43ページに記載さ</p>

れているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で、おおむね 500m 以内に 2 以上の教育施設、医療施設がある第 3 種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

令和 2 年 12 月 25 日

現地調査委員 3 番 櫻井 利光 委員  
6 番 阿部 晃徳 委員  
8 番 佐藤 瑛彦 委員

議長

次に、第 2 分科会の報告を登壇してお願いいたします。

議長

5 番 田島 幹雄 委員

5 番委員

農地法第 4 条の進行番号 1 番については、別紙議案説明資料 26 ページから 28 ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、おおむね 300m 以内に高速道路の出入り口がある第 3 種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされており。

また、申請地の一部が通路として利用されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

農地法第 5 条の進行番号 6 番、7 番については、別紙議案説明資料 44 ページから 47 ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に工事用の重機置場を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号 8 番については、別紙議案説明資料 48 ページから 50 ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に太陽光発電施設を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号 9 番については、別紙議案説明資料 51 ページから 53 ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に解体材の仮置場を整備するもので、農地区分としては、

第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、既存施設の敷地面積の2分の1を超えずに拡張するものであり、転用の要件は満たされております。

また、申請地の一部に既に鉄板が敷かれていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号10番については、別紙議案説明資料54ページから56ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に資材置場を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

令和2年12月25日

現地調査委員 4番 菅原 浩之 委員  
5番 田島 幹雄 委員  
9番 鈴木 巖 委員

議長

調査報告が終わりました。

議長

これより、議案第67号、議案第68号について、一括して質疑を行います。

議長

質疑はありませんか。

《質疑なしの声あり》

議長

質疑なしと認めます。

これで議案第67号、議案第68号の質疑を終わります。

議長

これから議案第67号を採決します。

お諮りします。

本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ありませんか。

《異議なしの声を確認》

議長

異議なしと認めます。よって、議案第67号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について」は許可相当との意見を付し、知事に送付することにいたします。

議長

次に、議案第68号を採決します。

議長	<p>お諮りします。          本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p> <p>異議なしと認めます。</p>
議長	<p>よって、議案第 68 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」は許可相当との意見を付し、知事に送付することにいたします。</p>
議長	<p>日程第 12、議案第 69 号「非農地証明願について」を議題とします。</p>
議長	<p>進行番号 7 番が 11 番 松野 秀郎 委員に関する案件ですので「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に該当します。</p> <p>したがいまして、審議の進め方につきましては、「委員に関する案件」と「委員に関する以外の案件」にそれぞれ分離して行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p>
議長	<p>よって、本議案の審議につきましては、「委員に関する案件」と「委員に関する以外の案件」にそれぞれ分離して行うことに決定しました。</p>
議長	<p>はじめに、「委員に関する案件」、進行番号 7 番についての審議に入ります。</p>
議長	<p>本案件は 11 番 松野 秀郎 委員 に関する案件ですので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定により、11 番 松野 秀郎 委員の退場を求めます。</p> <p>《退場を確認》</p>
議長	<p>それでは、事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
事務局	<p>本議案に係る申請は、証明する要件を満たしていると思われます。          以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>

議長	農地利用状況調査結果に基づく非農地証明願については、非農地証明書交付事務処理要領第5条ただし書きにより、現地調査を省略しております。
議長	これより議案第69号の「委員に関する案件」、進行番号7番について、質疑を行います。
議長	<p>質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
議長	これから議案第69号の「委員に関する案件」、進行番号7番を採決します。
議長	<p>お諮りします。</p> <p>本案は願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	異議なしと認めます。よって、議案第69号「非農地証明願について」の進行番号7番は願出のとおり証明することに決定しました。
議長	<p>11番 松野 秀郎 委員 の入場を許可します。</p> <p>《着席を確認》</p>
議長	次に議案第69号「非農地証明願について」の「委員に関する以外の案件」について審議に入ります。
議長	<p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
事務局	<p>本議案に係る申請は、証明する要件を満たしていると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	説明が終わりました。
議長	農地利用状況調査結果に基づく非農地証明願については、非農地証明書交付事務処理要領第5条ただし書きにより、現地調査を省略しております。

議長	<p>これより「委員に関する以外の案件」について質疑を行います。質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これで、質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 69 号の「委員に関する以外の案件」について採決します。 お諮りします。 本案は願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第 69 号「非農地証明願について」の「委員に関する以外の案件」については願出のとおり証明することに決定しました。</p>
議長	<p>日程第 13、議案第 70 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p>
議長	<p>本案件については、所有権移転が 9 件、利用権設定が 70 件となっております。 利用権設定の進行番号 6 番が 2 番 佐々木 まき子 委員に、進行番号 39 番、40 番、41 番が 9 番 鈴木 巖 委員に、進行番号 69 番が 1 番 岩淵 勉 委員に関する案件ですので「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に該当します。 したがって、審議の進め方につきましては、「委員に関する案件」と「委員に関する以外の案件」にそれぞれ分離して行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p>
議長	<p>よって、本議案の審議につきましては、「委員に関する案件」と「委員に関する以外の案件」にそれぞれ分離して行うことに決定しました。</p>
議長	<p>はじめに、「委員に関する案件」、利用権設定の進行番号 6 番についての審議に入ります。</p>
議長	<p>本案件は 2 番 佐々木 まき子 委員 に関する案件ですので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条「議事参与の制限」の規定により、2 番 佐々木 ま</p>

	<p>き子 委員の退場を求めます。</p> <p>《退場を確認》</p>
議長	<p>それでは、事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしていると思われまます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>
議長	<p>これより議案第 70 号の「委員に関する案件」、利用権設定の進行番号 6 番について、質疑を行います。</p>
議長	<p>質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 70 号の「委員に関する案件」、利用権設定の進行番号 6 番を採決します。</p>
議長	<p>お諮りします。</p> <p>本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第 70 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の利用権設定の進行番号 6 番は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>2 番 佐々木 まき子 委員 の入場を許可します。</p> <p>《着席を確認》</p>
議長	<p>次に、「委員に関する案件」、利用権設定の進行番号 39 番、40 番、41 番についての審議に入ります。</p>

議長	<p>本案件は 9 番 鈴木 巖 委員 に関する案件ですので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条「議事参与の制限」の規定により、9 番 鈴木 巖 委員の退場を求めます。</p> <p>《退場を確認》</p>
議長	<p>それでは、事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしていると思われまます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>
議長	<p>これより議案第 70 号の「委員に関する案件」、利用権設定の進行番号 39 番、40 番、41 番について、質疑を行います。</p>
議長	<p>質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 70 号の「委員に関する案件」、利用権設定の進行番号 39 番、40 番、41 番を採決します。</p>
議長	<p>お諮りします。</p> <p>本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第 70 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の利用権設定の進行番号 39 番、40 番、41 番は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>9 番 鈴木 巖 委員 の入場を許可します。</p> <p>《着席を確認》</p>

議長	次に、「委員に関する案件」、利用権設定の進行番号 69 番についての審議に入ります。
議長	<p>本案件は 1 番 岩淵 勉 委員 に関する案件ですので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条「議事参与の制限」の規定により、1 番 岩淵 勉 委員の退場を求めます。</p> <p>《退場を確認》</p>
議長	<p>それでは、事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
事務局	<p>本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしていると思われまます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	説明が終わりました。
議長	これより議案第 70 号の「委員に関する案件」、利用権設定の進行番号 69 について、質疑を行います。
議長	<p>質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
議長	これから議案第 70 号の「委員に関する案件」、利用権設定の進行番号 69 番を採決します。
議長	<p>お諮りします。</p> <p>本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	異議なしと認めます。よって、議案第 70 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の利用権設定の進行番号 69 番は原案のとおり決定しました。

議長	<p>1 番 岩淵 勉 委員 の入場を許可します。</p> <p>《着席を確認》</p>
議長	<p>次に議案第 70 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の「委員に関する以外の案件」について審議に入ります。</p>
議長	<p>事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>本案件に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を全て満たしていると思われまます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより「委員に関する以外の案件」について質疑を行います。質疑はありますか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>これで、質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 70 号の「委員に関する以外の案件」について採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第 70 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の「委員に関する以外」の案件については原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>これで、本日の日程は、すべて終了しました。</p>
議長	<p>会議を閉じます。令和 2 年度第 10 回登米市農業委員会総会を閉会します。</p>

上記のとおり、相違ないことを証明する。

令和 2 年 12 月 25 日

議長(会長) 高橋 清範

---

議事録署名人 11番 松野 秀郎

---

議事録署名人 12番 阿部 静男

---